

（補助制動灯）

第四十三条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十九条の二の規定並びに細目告示第五十七条、第百三十五条及び第二百十三条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。
 - 二 補助制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 補助制動灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - ロ 補助制動灯は、イに規定するほか、前条第一項第二号ハ及びニの基準に準じたものであること。この場合において、同号ニの基準中「上方十五度の平面及び下方十五度の平面」とあるのは「上方十度の平面及び下方五度の平面」と、「四十五度の平面」とあるのは「十度の平面」とする。
 - 三 補助制動灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 補助制動灯の数は、一個であること（ハに掲げるただし書の規定により車両中心面の両側に一個ずつ取り付ける場合を除く。）。
 - ロ 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上〇・八五メートル以上又は後面ガラスの最下端の下方〇・一五メートルより上方であつて、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取り付けられていること。
 - ハ 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取り付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から百五十ミリメートルまでの間に取り付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に一個ずつ取り付けることができる。この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取り付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。
 - ニ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。
 - ホ 補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第二号イ及び第三号ロ

- 3 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二 3・23・の規定は、適用しない。
- 4 平成二十一年十二月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であつて車両総重量三・五トン以下のものにあつては、保安基準第三十九条の二第一項中「備えなければならない」を「備えることができる」に読み替えて適用する。
- 5 平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示別添七十一 3・7・の規定は、適用しない。

- 6 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十七条第一項、別添五十二2・13・及び別添七十一3・5・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第五十七条第一項、別添五十二2・13・及び別添七十一3・5・の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。
- 8 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 9 保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。